

○周防大島町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格
及び指名基準等に関する事務取扱要領

平成16年10月 1 日

訓令第46号

(趣旨)

第1条 この訓令は、町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要領（以下「要領」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(業者の等級の格付)

第2条 町長は、国土交通大臣又は都道府県知事が建設業者の経営に関する事項の審査に基づき算定した、総合評定により建設業者を次の表に掲げるところにより等級の格付をするものである。

等級区分	総合数値	
	土木一式工事	建築一式工事
A級	801以上（旧741以上）	700以上
B級	601以上800以下（旧740以下）	699以下
C級	600以下	

(備考)

- 1 上記以外の工種（建設コンサルタント等を含む。）について格付けを行わず、必要に応じて総合評定値、施工実績等により業者を選定することができる。
- 2 特殊な工事、高度な技術を要する工事（漁港、下水道及び建築工事等を含む。）については、それぞれの工事内容等に適応した業者を選定することができる。
- 3 災害復旧工事については、工事内容、地域性等を考慮して、上記によらないで業者を選定することができる。

(等級の格付の時期)

第3条 建設業者の等級の格付は、2年に1回の定期に実施するほか臨時に行い、その有効期間は次の定期の格付の日の前日までとする。

(等級区分の変更)

第4条 町長は、特に必要があると認めるときは、業者の等級の格付を変更するこ

とができる。

(建設工事等指名審査会への付議)

第5条 町長は、第2条及び前条に規定する事項については、あらかじめ、周防大島町建設工事等指名審査会要綱（平成16年周防大島町告示第84号）第2条に定める周防大島町建設工事等指名審査会の意見を聴き決定するものとする。

附 則

この訓令は、平成16年10月1日に施行する。

附 則（平成18年5月11日訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成18年6月1日以降に指名通知を行う入札から適用する。

附 則（平成21年4月15日訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成21年4月15日以降に指名通知を行う入札から適用する。

附 則（平成23年4月13日訓令第16号）

この訓令は、平成23年4月15日から施行する。

附 則（令和6年1月31日訓令第1号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。